

道路上にはみ出している樹木の剪定・伐採のお願い

民有地から樹木が道路や歩道にはみ出している場合は、歩行者や車両の通行に支障となることがあります。
道路での事故防止・安全確保のため樹木の管理にご協力をお願いします。

・次のような状況が見られる土地の所有者は、樹木の伐採・剪定をお願いします。

1. 道路（車道・歩道）に樹木等がはみ出している。
2. 枯れ木・折れ木により交通に支障がある。又はそのおそれがある。
3. 樹木等の繁茂により交通に支障がある。又はそのおそれがある。

・事故が発生した場合について

樹木が原因で歩行者や車両に事故が発生した場合は、土地の所有者が責任を問われる場合があります。

・剪定・伐採時について

作業にあたっては安全対策に十分ご注意のうえ行ってください。

・緊急の場合

倒木により交通に支障のある場合には、道路管理者が樹木又は枝を伐採・除去する場合がありますのでご理解をお願いします。



問い合わせ先
三種町役場 建設課建設係
TEL：0185-85-4821